

令和8年度中能登町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 適用範囲

本方針は、本町のすべての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設は、法第2条第4項に規定する障害者就労支援施設等（以下「施設等」という。）とする。（別記1）

4 調達を推進する物品等

施設等が提供するすべての物品等とする。（別記2）

5 調達の推進方法

（1）推進体制の整備

本方針の推進にあたり、必要に応じて庁内連絡会議を開催し、物品等に関する情報の共有等を図る。

（2）調達の推進に必要な情報の提供

各機関が調達の推進を円滑に行うために、施設等から調達可能な物品等の把握に努め、適宜情報提供を行う。

（3）随意契約の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

（4）障害者就労施設等への配慮

各機関は、物品等の調達に当たっては、可能な限り計画定期に行い、納期の設定等に配慮するよう努める。

（5）共同受注窓口の活用

各機関は、数量の多い物品等を発注する場合等において、円滑な調達を行うため、なお・なかのと就労支援センターや石川セルフ振興センターに設置されている共同受注窓口の活用も検討する。

6 調達目標

施設等からの物品等の調達については、過去3年の調達実績額の平均値を上回ることを目標とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を策定又は見直ししたときは、本町のホームページ等により公表する。
- (2) 法第9条第5項に基づき、各課における調達実績については、長寿福祉課で取りまとめ、その概要について会計年度終了後、本町のホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 本方針に関する調整事務は、長寿福祉課が行う。
- (2) 施設等からの物品等の調達を推進するため、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (3) この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

別記1 法第2条第4項に規定する障害者就労施設等一覧

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 小規模作業所
 - ⑦ 共同受注窓口
- (2) 障害者を多数雇用している企業
 - ① 障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社
 - ② 重度障害者多数雇用事業所（次のア～ウの要件をすべて満たすもの）
 - ア 障害者の雇用数が5人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ① 自宅に置いて物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - ② 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

別記2 障害者就労施設等が提供可能な物品・役務

- (1) 物品
 - ① 食品類（みそ、焼き菓子・パンなど）
 - ② 小物類（布巾、たわし、ストラップなど）
 - ③ その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ① 印刷物類（冊子、パンフレット、名刺等）
 - ② 庁舎・公園等の屋内外清掃や除草
 - ③ 軽作業（箱詰め、袋詰め、書類仕分け、封入など）
 - ④ パソコンでのデータ入力作業
 - ⑤ その他障害者就労施設等が提供可能な物品